

四日市市総合治水対策協議会 第一回協議会 議 事 録

日 時	2007年 11月 16日 (金)	自 14:00～至 16:00
出席者	別紙のとおり (欠席: 水谷勝也委員、三栗谷祐三委員、齋藤祐次委員)	
場 所	総合会館 7階 第3研修室	記録作成者 事務局 承認
議事内容	(1) 総合治水対策の必要性	(5) 河川・下水道の整備状況
	(2) 総合治水対策の経緯	(6) 総合治水の取組状況
	(3) 保水機能の変遷	(7) 2000年と2007年の浸水想定比較
	(4) 遊水機能の変遷	(8) 次回に向けて
資料	・ 第一回協議会資料	
	・ スライド資料	
打 合 せ 事 項	対 策 ・ 合 意 事 項 等	
<p>【会長あいさつ】</p> <p>□協議会の公開性について</p> <p>□資料の確認、会議録音の承諾</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 四日市市における総合治水対策の取り組みの経緯：協議会資料 P4 に示されているとおり、平成 13 年に総合治水対策計画が策定され、今年度技術基準・指針等が改定されている。 ・ 平成 13 年に策定された総合治水対策の施策が目論みどおり実行されていない点があるため、四日市市では本協議会を立ち上げた。 ・ 市民・企業・世代を超えて、皆で治水対策に取り組むうえで、総合治水対策を策定・実行するには、どのような備えが必要かなどについて、委員の皆様の率直で忌憚のない意見を頂戴することが、本協議会の趣旨である。 ・ また、大規模だけでなく、中小規模の雨においても道路冠水・宅地浸水などの被害が発生する。これへの備えの観点も必要。 ・ 以上の観点から司会進行を務めていきたい。 <p style="margin-left: 20px;">宮田副会長：途中退席</p> <p>■木本会長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本協議会の聴講希望者がいらっしゃれば、傍聴できるようにするのはどうか？また、協議会資料などの文書資料についても、閲覧希望者がいらっしゃれば閲覧できるように公開性を確保するようにできればと考えているが、いかがか？ <p>⇒栗原副会長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 13 年度に策定した総合治水対策では、市民に十分な認識が行き渡らなかった反省を活かし、行政だけではなく市民に参加していただくためにも、本協議会の発足などを含めて積極的に協議会を PR していく姿勢をとることが大切である。 <p>⇒事務局(下田)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 四日市市としても情報公開条例などで市民の方々への公開を原則としている。本協議会についても、次回以降は市 HP などでも市民の方々に会議の開催をお知らせし、希望者が自由に傍聴できるようにする。文書についても河川排水課、上下水道局経営企画課で閲覧できるようにしたい。 <p>■事務局(矢田)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「配布資料の確認」及び「議事録作成のための会議の録音」を承諾 	

打合せ事項	対策・合意事項等
<p>【議事】</p> <p>(1) 総合治水対策の必要性 (2) 総合治水対策の経緯 (3) 保水機能の変遷 (4) 遊水機能の変遷</p> <p><(1)~(4)への質疑・意見等></p>	<p>議事(1)~(4)について事務局(矢田)より説明</p> <p>■塚田委員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・四日市市の都市計画マスタープランでは、北勢バイパスの計画路線より東側を「都市活用ゾーン」、西側を「自然共生ゾーン」として位置付けている。昨年の都市計画法の改正に伴い、市街化調整区域の大規模開発は原則禁止になったが、都市計画マスタープランにおいては以前より、「自然共生ゾーン」として市街化調整区域の大規模開発は禁止している。今後も「自然共生ゾーン」での大規模開発は抑制されるだろう。 ・市街化区域に残存する水田については、「生産緑地」と「宅地化農地」に区分されるが、宅地化農地については、1~2反レベルでのミニ開発が進行し、そのミニ開発が集合して、数ヘクタールの開発相当になってしまう面もあり心配である。これらのミニ開発については調整池設置の義務付けがなされていない。そのあたりをどのように抑制するのか、難しい問題が生じている。 ・山の土取りへの抑制策に苦慮している。そのあたりの参考意見もあればお聞かせ願いたい。 <p>⇒木本会長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・塚田委員の発言された内容を次回、資料としてまとめてほしい。 ・調整区域の大規模開発は行わせないと話であるが、実は大規模開発には道路事業などの公共事業も多く含まれているのでは？ <p>⇒塚田委員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従前は調整区域における公共事業は開発行為の対象外であったが、都市計画法の改正により、公共事業も開発許可が必要になった。今後は、調整区域の開発行為は、開発許可制度として行うのではなく、都市計画に沿って行うことにしている。したがって、開発時には市民から広く意見を頂いて、地区計画を策定し、都市計画決定を行い自然環境にマッチしたものにする仕組みにしている。 ・幅の広い高規格道路の設置の場合には調整池を設置しているが、1~2車線の道路に調整池を設置するのは難しい。これらは浸透施設で対応していくことになるが、これまではこれへの対処が不十分であったかもしれない。 <p>■栗原副会長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開発にもメリットはあるはずで、開発業者にしてみれば、市の基準にしたがって行ってきたのに、さらに求められても納得できないといった意見もあるような気がする。 ・これまでの開発行為において、保水力低下を補うために行った調整池の設置が正当であったかを、「開発規模 vs 調整池容量」、「どの程度の開発規模まで調整池設置を義務づけるのか」などの観点から定量的な評価をシミュレーションなどにより行う必要がある。これを、今後の開発行為の基準づくりに反映すべきではないか？ <p>⇒木本会長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開発事業者などに調整池の設置について納得してもらうためにも、栗原副会長の発言された具体的な評価は必要であると考える。 <p>■岡田委員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去に水道工事などを実施した経験から、市街地においても砂質土

打合せ事項	対策・合意事項等
	<p>が多いため、土質条件によっては、貯留浸透機能を有しているのではないか？</p> <p>⇒木本会長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水循環形成の面でも、地下水系統は重要な役割を果たしているため、地下水系統がどのようになっているのかは重要である。 <p>■野村委員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行制度のまま進んだ場合、開発行為がどの程度進むのかも知っておくべき。 <p>⇒事務局(下田・矢田)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまで議論にあがった意見・課題も含め、第二回協議会までに回答できるように準備したい。 <p>⇒木本会長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次回協議会で回答すべき事項についてまとめたリストも作成すること。 <p>■野村委員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未開発の田畑は開発されることにより固定資産価値が高まり、税負担が増加する。一般に税負担が重くなると開発が抑制されるものと考えられる。土地税制と開発の関係がわかるような事例はないか？ <p>⇒木本会長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未開発地区に道路を一本整備すると、その両脇（開発規制が緩くなる）の資産価値はどの程度上昇するのか？そのあたりも含めて資料を準備してほしい。 <p>⇒塚田委員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路開発によって、資産価値があがり、税負担がどうなるかについては、把握していないので調べる必要がある。 ・これまでも市街化区域での道路開発は、幹線道路の両側は地域サービスの観点から開発許可が下りてきた。道路の周辺が農地であっても沿道サービスのためという理由があれば、許可をせざるを得ない面もある。今後は、幹線道路であっても線的に全てではなく、一部に限って沿道サービスの開発を認めるといったような制度に改めていけたらと考えている。 <p>■堀委員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近年、国内で多発する豪雨災害を教訓に、大型豪雨への対応を災害面の観点からも意見を取り入れるべきではないか <p>■久世委員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地開発のスピードが速すぎて、河川整備が追いつかない状況にある。河川への流出量を極力平準化してほしい。 ・協議会資料 p.5 の 5 点検討事項は本協議会で全て検討するのか？ ・p.11 の「100mm/hr」の数字的意味は？ <p>⇒事務局</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1 点目：第二・三回協議会で資料を提示し、協議会でご議論いただきたい内容である。 ・2 点目：湛水しやすい区域を抽出するために想定して使用したものであり、数字的な意味はない。 <p>■中嶋委員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開発団地などでは、開発調整池を目にすることがあるが、市街地では、諏訪公園調整池程度しか認識がない。マンションなどではどうなっているのか？都市部では水がどのように流れているのかを市民が知る機会が少ないため、勉強する機会があれば良いと思う。市民の知る努力も必要であるが、行政側も PR・広報活動を行い、市

打合せ事項	対策・合意事項等
<p>(5) 河川・下水道の整備状況 (6) 総合治水の取組状況 (7) 2000年と2007年の浸水想定比較 (8) 次回に向けて</p> <p><(5)~(8)への質疑・意見等></p>	<p>民・行政が一体となって取り組む必要がある。</p> <p>議事(5)~(8)について事務局(矢田)より説明</p> <p>■栗原副会長 ・開発調整池について、移管されているものと移管されていないものの区分に決まりはあるか? ・移管されていないものの容量が「不明」と記載されているが、調べるべきである。</p> <p>⇒事務局(下田) ・民間住宅開発や区画整理事業などで設置されたオフサイト調整池は市に移管されている。 ・オンサイト調整池は、例えば駐車場などに設置されているものなどについては、民間が供用しているので移管されない。</p> <p>⇒栗原副会長 ・民間(個人)のものであって計画に見込めないのならば、それがどの程度存在するのか定量的に把握しておく必要もある。</p> <p>■栗原副会長 ・水道の地下水の取水点はどこか?</p> <p>⇒村岡委員 ・四日市市は浄水場をもたず、水源の6割~6.5割を井戸水に頼っている。河川からの取水はない。河川近くの浅井戸から取水している。</p> <p>⇒栗原副会長 ・資料6-6の説明は、おいしい水を確保するために浸透させることが重要と言っている。これは上流域において必要な施策であり、下流域において行わなければならない施策とはならない。水循環のために下流においても行うことの動機付けとして、ヒートアイランド現象の緩和や、水辺の創出、地震の際の用水確保などを位置づけたほうが分かりやすい。</p> <p>■久世委員 ・移管されている調整池は、総合治水としての効果を見込めるが、恒久性が保障されない「ため池」や「未移管調整池」は、どのように評価したら良いか?また、どのように治水上の効果を担保していったら良いかが課題である。</p> <p>■堀委員 ・下水や農集などに接続し、不要となった合併浄化槽の有効利用など宅内貯留を進めていく必要がある。これには市民の協力が不可欠である。大規模開発は調整池を設置しているが、ミニ開発は調整池をもっていない。これらを何とかできれば良いのではないか?</p> <p>⇒本本会長 ・豊田市では浄化槽から雨水貯留施設への転用補助をしている。</p> <p>■野村委員 ・中央通貯留管は東海豪雨以降に建設されたという解釈で良いか?</p> <p>⇒事務局(下田) ・中央通貯留管は建設中で、今年度末までに完成する見込みである。 ・阿瀬知貯留管は、現時点で完了している。</p> <p>■野村委員 ・中央通貯留管が完成しても、東海豪雨のような雨には対処できないということか?</p>

打合せ事項	対策・合意事項等
<p>久世委員意見重複削除</p> <p>【事務局連絡】</p>	<p>⇒事務局(川島)</p> <ul style="list-style-type: none"> 資料が誤解を受けやすい記述となっているが、効果が全く無いということではない。丸で囲んだ箇所は効果が良く分かるということであり、小さな枝の下水道管の能力が不足して溢水が生じている絵柄になっている。 <p>■野村委員</p> <ul style="list-style-type: none"> 下水道使用料の値上げの話があるが、貯留管の建設費は下水道使用料に影響を与えるのか？ <p>⇒事務局(下田)</p> <ul style="list-style-type: none"> 下水道使用料は、汚水に係る経費のみが対象となっており、雨水は含まれない。 <p>■岡田委員</p> <ul style="list-style-type: none"> 宅内貯留施設が施工された例はあまり知らない。お金のかかる話なので、普及のためには、お金を出していただけるような、有効なPRが必要だ。 有史以来、多くのため池が設置されてきた。現在はこれが捨てられようとしている。ため池があれば助かる面も多々あるが、市街地にはこれが無い。もう一度これを復活させるためには、例えば親水施設のようなものなど、小さくても良いから公園などにたくさん貯留施設を作っていく必要がある。市民運動のようなものになって広がっていけば良いと思う。 <p>⇒木本会長</p> <ul style="list-style-type: none"> 治水を日常生活にどのようにとり込んで行くかが重要な課題だ。 <p>⇒中嶋委員</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政や事業者にまかせて、いざ浸水が発生したら逃げれば良いといった意識ではいけない。日頃から自分たち市民が生活の場で、治水のために何をすれば良いかを考える意識を持つことが必要と考える。 <p>■塚本委員</p> <ul style="list-style-type: none"> 資料 p11 の遊水機能の図について、青は「湛水する」、白は「湛水しない」という解釈で良いのか？ <p>⇒事務局(川島)</p> <ul style="list-style-type: none"> 水田だけが湛水しないものを黄緑、水田のうち湛水するものを青で着色している。黄緑色のものは、土地改良などで乾田化などのためにかさ上げされたものが多いと思われる。青は昔からの水田の遊水機能が残っているところを表している。この 100mm の雨については、数字的な意味は無く、湛水する水田を抽出するために、仮に与えた雨である。 <p>⇒木本会長</p> <ul style="list-style-type: none"> 最終版には注釈をつけて、分かりやすくすること。 <p>■木本会長</p> <ul style="list-style-type: none"> シミュレーションとして、どのような計算を行ったのか？簡単で良いので資料を用意してほしい。 駐車場での貯留はどのような構造となっているのか？ <p>⇒事務局(川島)</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般的に駐車場兼用の貯留施設では、いわゆるバスタブ形式となっており、排出口にオリフィスを設けるような構造となっている。 <p>・次回協議会：1月中旬予定</p> <p>・報償費支払いについて</p> <p>・駐車券について</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

四日市市総合治水対策協議会 第一回協議会 出席者名簿

役職名	氏名	備考
会長	川づくり会議みえ 顧問 豊かなむらづくり東海審査会 会長 木本 凱夫	
副会長	(財)下水道新技術推進機構 下水道新技術研究所長 栗原 秀人	
副会長	四日市市副市長 宮田 昌一	途中退席
委員	市民代表 中嶋 敦子	
委員	事業者代表 岡田 旭郎	
委員	事業者代表 野村 愛一郎	
委員	事業者代表 水谷 勝也	欠席
委員	自治会代表 三栗谷 祐三	欠席
委員	農業委員会委員代表 齋藤 祐次	欠席
委員	四日市市消防団代表 堀 善澄	
委員	三重県県土整備部河川・砂防室長 久世 憲志	
委員	都市整備部長 塚田 博	
委員	上下水道局技術部長 村岡 英二	

平成 19 年 12 月 7 日
協議会事務局

第一回協議会におけるご質問・ご要望への対応方針について

第一回協議会でご質問・ご要望のございました内容について、下記の資料を次回協議会資料の一部として準備させていただきます。

記

①都市計画・開発指導行政の現状について【塚田委員発言内容の要約】

Q：都市計画法の改正と開発指導行政の状況について説明してください。

A：5ha 以上の開発行為について、都市計画マスタープランと整合が取れる計画的な開発行為ならば、開発審査会の議を経たうえで開発許可を行うことが出来るとされる「都市計画法第 34 条第 10 号イ」の規定が、平成 19 年 11 月 29 日をもって廃止されます。このことにより、今後、市街化調整区域においては、同号に基づく大規模開発が出来なくなります。

市においても、土地利用を取り巻く状況の変化に対応するため、土地利用に関する 3 条例が 12 月議会に上程されています。

- ① まちづくり条例・・・まちづくり構想への取組みや都市計画提案制度により、市民の参加で地域の特色に応じたまちづくりができます。
- ② 開発許可等に関する条例・・・開発許可申請の前に周辺住民への説明等を行うことを義務付けて、周辺と調和した良好な宅地開発を促します。
- ③ 景観条例・・・景観計画の提案などを通じて、地域の大切な風景を守ったり、良好な都市景観をつくっていくことができます。

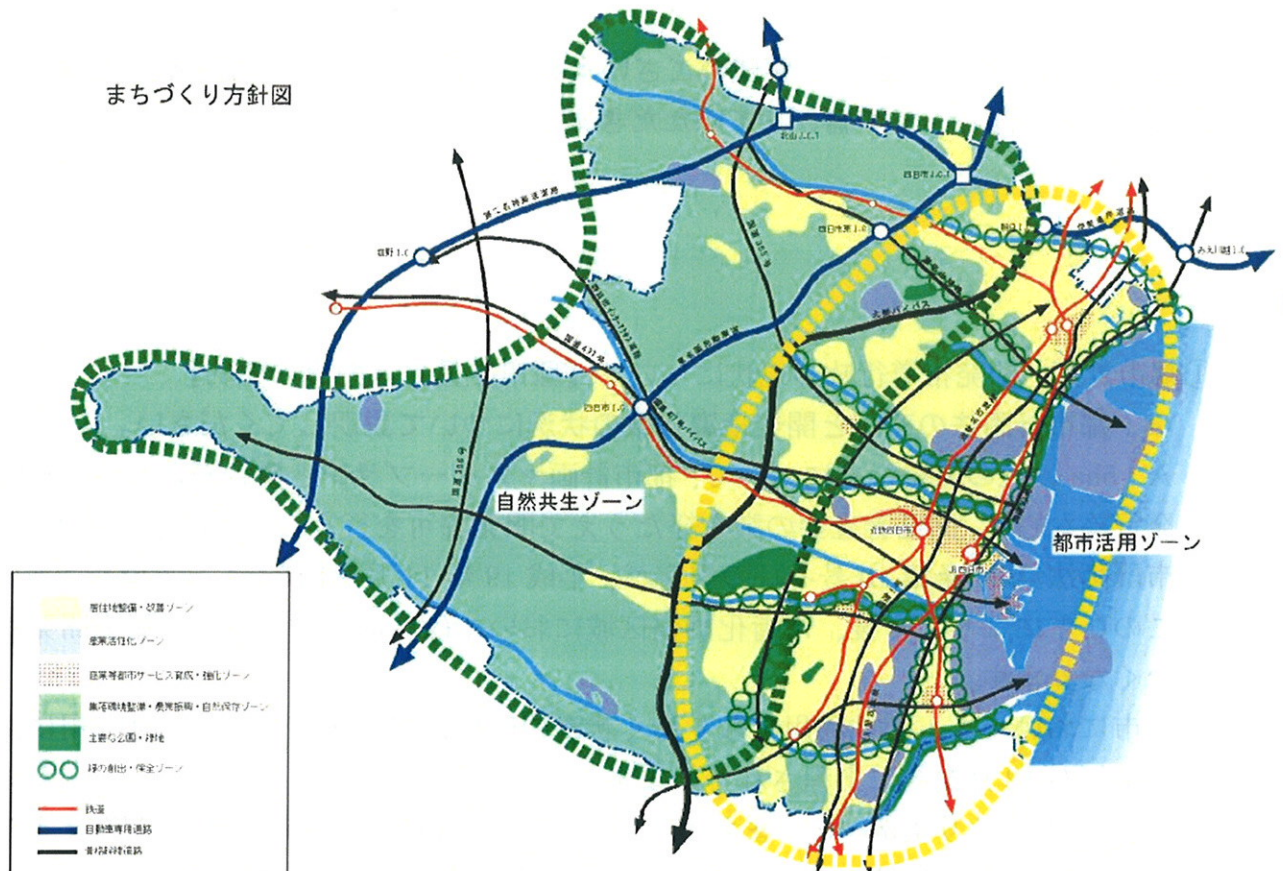
【ねらい】

- ・ 開発条例による土地利用誘導とともに、景観条例で開発許可制度の対象外である土取りや資材置き場などへの土地の改変の届出を義務化し、景観計画に基づく景観誘導を行うことで秩序ある土地利用を誘導します。
- ・ 市街化調整区域の一定規模以上の土地利用については、これまでの開発許可制度を通じての判断ではなく、まちづくり構想や都市計画提案制度を通して市民の皆さんと一緒に都市計画が必要かどうかを考えることで適正な土地利用を誘導する仕組みとなります。

Q：都市計画マスタープランによる土地利用計画について説明してください。

A：都市計画マスタープランでは、市域の東西で大きく分かれる土地利用の特性から、東部地域を経済活動や都市居住を進める「都市活用ゾーン」、西部地域を豊かな自然環境と共生し維持していく「自然共生ゾーン」としています。その中で特色や地域性を生かした地域地区別構想を作成しています。

(四日市市都市計画マスタープランより)



Q：沿道開発の許可制度の現状について説明してください。

A：四日市市では、移動手段として自動車依存度が圧倒的に高く、市街化調整区域で開発許可制度の対象となる市街化調整区域の住民を対象とする地域サービス施設（法34条1号）やドライブイン、ガソリンスタンド等の沿道サービス施設（法34条8号の1）の立地が幹線道路沿道に集中しやすい状況にあります。

四日市市では広域幹線道路を中心として沿道サービス施設の立地を認める路線を指定していますが、今後は、現在の路線指定の方式から区域指定に改めて、農用地や風致地区等の現行の土地利用を保全すべき区域の開発の抑制を図っていく方法が考えられます。

(四日市市の土地利用に関する提言より)

Q：山の土とり抑制方策について説明してください。

A：市街化調整区域の丘陵地は土地利用規制が比較的緩く、土取り（埋立・盛土など大量の土を必要とする工事を行う場合に表土などを切り崩して使用すること）により里山が侵食されやすい状況にあります。

しかし、土取り行為は、建築目的の土地区画形質の変更でないために、都市計画法の規制誘導の対象外となります。このため、景観緑三法なども活用しつつ、前述しましたように、景観条例を制定し、土取りに対して一定のルールを設けていきます。（四日市市の土地利用に関する提言より）

②開発調整池の妥当性

Q：開発調整池の評価および設置基準の妥当性について説明してください。

A：開発調整池の設置対象面積や設置規模についてのケーススタディを、第二回協議会で検討する予定です。

③今後の開発行為の発生見込み

Q：現行制度下において、今後開発行為がどの程度発生してくるのかを予測資料はありますか？

A：開発行為は社会情勢や経済状況等によって大きく変化すると考えられ、発生見込みを予測した資料は現在ありません。

④土地税制

Q：開発等による固定資産価値の増大効果について説明してください。

事例：例として道路事業による固定資産税の変化を考えると、市街化区域では、道路拡幅の例として阿倉川西富田線、道路新設の例として堀木日永線がありますが、どちらも概ね10%前後の上昇が見られます。また市街化調整区域では、農地は道路が新設されても上昇しませんが、宅地は市街化区域と同様概ね10%の上昇がみられます。したがって開発行為等による宅地化、道路新設等による影響も、宅地については変動がみられると思われます。

また、開発等によらない、農地転用されて宅地等になるケースもあります。

⑤未移管開発調整池

Q：第一回協議資料で「不明」となっている未移管開発調整池の容量を把握しておくべきではないか？

A：民間の貯留施設のため現在は把握していません。開発申請書により確認する予定です。

⑥大型豪雨（既往最大豪雨）への対応

Q：大型豪雨への対応を災害面の観点からも意見を取り入れるべきではないか？

A：対象降雨、計画目標について、第二回協議会で議論していただく予定です。

⑦市民への動機付け（誘導策）

Q：ヒートアイランド現象の緩和や、水辺の創出、地震の際の用水確保などを位置づけたほうが分かりやすいのではないか？

A：健全な水循環形成の観点を含めて、資料を整理していく予定です。

以 上